

《論 文》

ドイツの「構造改革」と「一人勝ち」

— 関連性の再検討 —

岩 見 昭 三

目 次

- I . はじめに一問題の所在—
- II . 「構造改革」有効説
- III . 「構造改革」無効説 (Steffen Lehndorff)
- IV . 意義と検証・課題
- V . 結論

I . はじめに一問題の所在—

現在（2021年1月）、EUでは2009年に始まる「ユーロ危機」に加えて、イギリスのEU離脱、新型コロナウイルスが経済停滞を長引かせている。こうした不況からの打開策として、一方では、財政規律の緩和や財政拡大政策が提唱されている。しかし、財政政策への過度の依存に対しては批判が根強く、財政拡大政策と緊縮財政政策との対立が繰り返され、EU経済の低迷の一因となっている。後者の緊縮財政政策が提唱されるさい、経済停滞打開の代案として主張されるのが、「労働市場改革」を核とする「構造改革」政策である。とくに、ギリシャを始め金融支援・財政支援を受けるさいに、被支援国は「構造改革」政策の実行が求められてきた。

この一つの背景には、ドイツの「成功体験」がある。すなわち、ドイ

ツのシュレーダー元首相主導の「アジェンダ 2010」(2003年)と称される「構造改革」が失業者を減少させ、とくに、労働市場改革を主内容とする「ハルツ改革」が起点となって、ドイツ経済の回復を導き、「ユーロ危機」の打撃から最も速く回復させ、ドイツの「一人勝ち」状態をもたらした、と主張される。この「成功体験」への信奉は根強く、EUの多くの国で労働市場改革が着手され、フランスのマクロン大統領も経済回復政策の重要な柱として、ドイツとほぼ同様の労働市場改革政策を採用している。(土田陽介 [2018])

しかし、この「成功体験」は事実として正しいのか？ つまり、ドイツでは「構造改革」政策が「一人勝ち」の主因となったのだろうか？ この点に関してドイツでも異論が提唱されており、実際未解明の論点が多く残されている。労働市場改革がEUのみならず世界の多くの国で実行されている現在、このドイツの「成功体験」の検討の意義は小さくなく、この検討のための論点整理が本稿の課題となる。

本稿は以下の構成になる。Ⅱで邦文文献を対象に、「構造改革」が「一人勝ち」状況形成に有効であったとする「構造改革」有効説の概要を整理する。Ⅲで「構造改革」が「一人勝ち」状況形成に無効だったとする「構造改革」無効説の代表的論者のSteffen Lehndorffの主張をやや詳細に検討する。Ⅳで意義を考察し、簡単な検証を試み、今後の課題を整理し、Ⅴで総括と展望をまとめる。

Ⅱ. 「構造改革」有効説

(1)伊藤さゆり

伊藤さゆり氏は、「一人勝ちのドイツー強さの秘密、勝者の悩みー」(伊藤さゆり [2014])と題する論文で、「債務危機克服の過程にあるユーロ圏でドイツの『一人勝ち』の様相が強まっている」(6ページ)として、いち早くドイツの「一人勝ち」状況に着目し、その原因を検討した。「一

人勝ち」の指標として挙げられるのは、実質 GDP 成長率、失業率、財政赤字、経常収支、インフレ率である。2006-12 年において、実質 GDP 成長率は 1.6% と当初ユーロ導入 11 か国中で最も高く、財政赤字は対 GDP 比マイナス 1.4% に留まった。失業率は 2013 年 10 月時点で 5.2% と 11 か国中でオーストリアに次いで低く、経常黒字の対 GDP 比は同期間の平均で 6.5% と、「マクロ不均衡是正手続き (MIP)」基準で「やや過大」と評価される水準に達している。インフレ率の同期間の平均は 1.8% で、ECB の物価安定の定義の「2% 以下でその近辺」のレンジに収まってきた。

氏は、こうして好転した「ドイツ経済の変化をユーロ導入効果だけで説明するのは難しい」として、「ドイツ経済の転機となったのは、2002 年 9 月に発足した第二次シュレーダー政権による『ハルツ改革』と称する労働市場と税・社会保障制度との一体改革である」(9 ページ) と、「一人勝ち」の主因を「ハルツ改革」に求める。具体的指標として挙げられるのは、失業率と就業率である。失業率は 2005 年以降低下に転じ、とくに旧東ドイツ地域での低下が著しく、ハルツ改革は東西格差の問題にも一定の効果を発揮した。就業率も、ほぼ同時に上向き、とくに高齢者層の上昇が著しく、ハルツ改革以前の 4 割未満から 2012 年には 61.5% まで上昇した。

しかし、「ハルツ改革」による直接的成果として挙げられるのは、失業率と就業率のみであり、「ハルツ改革」と実質 GDP 成長率、財政赤字、経常収支、インフレ率との具体的因果関係は必ずしも明確に説明されていない。

(2) 武田哲夫

武田哲夫氏は、「ドイツ経済の現状と課題」(武田哲夫 [2016]) と題する論文で、「ユーロ危機」以降の「ドイツ経済の回復は目覚ましく、『ドイツ一人勝ち』の様相を展開している」との認識の下に、「ドイツ経済

がどのように回復してきたか、その要因は何か」(27 ページ) を分析する。分析の結果、「構造改革」、ユーロ発足による域内為替変動の消滅、東欧諸国の市場経済化の進展、がドイツ経済の好調の3要因として挙げられるが、最も強調されるのは「構造改革」である。「Schröder による改革によって勤労者の賃金が抑制され、一方生産性はむしろ上昇したことから、単位労働コストが他のユーロ圏諸国と比べて低下した。この間ドイツの物価がユーロ圏全体の物価平均 (HICP) と比較して上昇率が低かったことから、勤労者の手取りは左程減少しない一方で、企業の負担するコストが他国比低下した。……ドイツの対外競争力が上記理由から改善し、好調な輸出に主導されて経常収支の黒字基調が持続されて来た」(34 ページ) として、「構造改革」→単位労働コストの低下→対外競争力の改善→輸出の好調→経常収支の黒字基調、という因果関係で、「構造改革」による経常収支黒字増大を説明する。「ユーロ危機」以降の早い回復を「支えたのは主として好調な輸出である」(33 ページ) と主張されるように、輸出増大が起点となって景気が上昇し、「こうした景気の上昇を映じて雇用環境も改善し、失業率が急速に減少すると共に失業率も低下した」(33-34 ページ)。したがって、賃金抑制を核とする「構造改革」による輸出回復が、経常収支黒字増大、景気回復、雇用環境改善、財政収支改善、インフレ抑制、これらすべての起点として位置づけられている。景気が回復すれば税収増が財政収支改善に寄与し、「構造改革」による賃金抑制はインフレの下押し圧力として作用するからである。

こうした因果関係が作用した「ドイツの経験から、(金融政策および財政政策は…引用者)、中長期的に潜在成長力を引き上げる役割は左期待し得ず、これは専ら構造改革によって可能であることが実証された」(49 ページ) という結論が導かれる。氏の主張は、「ドイツの一人勝ち」の諸指標と「構造改革」との因果関係を分かりやすく整理したという意義を有する。ドイツの「一人勝ち」状況の原因を「構造改革」に求める

理解は欧米での多くの研究でも共有されており、「ドイツの一人勝ち」を説明するいわば通説となっていると言っても過言ではない。

Ⅲ. 「構造改革」無効説

しかし、この通説にはEU内からも異論が噴出している。というのも、緊縮財政政策とセットで「構造改革」政策が実施・強制されることが多く、「ドイツでは有効かもしれないが、我が国では効果が薄い」として、「構造改革」の効果をドイツに限定する潮流が生まれているからである。一方、さらに踏み込んで、「そもそもドイツで『構造改革』が有効であったのか？ ドイツの『一人勝ち』の原因は果たして『構造改革』だったのか？」と、ドイツでの「構造改革」の無効性を主張する論者がドイツ内部から現れている。その代表的論者がSteffen Lehndorffであり、以下本章では氏の主張を、主要論文のS.Lehndorff (2016) にもとづいて論点ごとに整理していく。

(1)問題提起と結論

「現在のユーロ圏の危機の過程で、ドイツの最近の雇用傾向は、他のEU諸国の労働市場の好転を促進するための、労働市場のいわゆる『構造改革』の必要性を宣伝するために政治的に利用されてきた」(p.169、S.Lehndorff [2016]、以下断らないかぎりページは本論文)と、S.Lehndorffは、ドイツの成功体験という認識の下に他のEU諸国にも労働市場の「構造改革」が強制されているとして、「しかし、このストーリーは真実だろうか？」(p.169)とドイツの成功体験自体を問題にする。

この問題に対して、氏は、「ドイツの現在の好調な傾向は『Agenda2000』が原因ではない」と「構造改革」の有効性を否定する。ドイツ経済の好調の原因は「Agenda2000」という「構造改革」ではなく、他にあり、「むしろ、ドイツの労働市場のこれらの『構造改革』によってもたらされたダメージを抑える最初の試みこそ原因である」(p.169)として、「構造

改革」は無効どころか有害であり、それを否定する試みこそが、ドイツ経済の好調の原因だとして、「構造改革」を全面的に批判する結論に至る。

(2) 「ハルツ改革」の骨子

この(2)においては、この結論に至る論理を辿る前に、S.Lehndorffが批判対象とする構造改革政策の核である「ハルツ改革」の骨子を整理しておく。

2002年に発足した第二次シュレーダー政権は、依然として高止まりしている失業率に直面していた。この失業問題に対処するために、首相はフォルクスワーゲン社の労務担当役員のペーター・ハルツ氏を長としてハルツ委員会を発足させ、委員会は同年8月に報告書を提出した。この報告書に基づき、2003年以降「ハルツ改革」と称される法律が相次いで制定される。

2003年1月にいわゆるハルツ第Ⅰ法とハルツ第Ⅱが成立された。ハルツ第Ⅰ法の主要内容は、1. 雇用局の「ジョブ・センター」への改編、2. 失業者の「ジョブ・センター」への遅滞なき届け出義務化、3. 派遣労働の機会の拡大、4. 高齢者に対する賃金保障制度の創設、である。このなかでとくに重要なのは2と3である。2は、解約告知の届け出を遅滞した労働者に失業給付額の減額と給付期間の短縮というペナルティが課せられ、失業者の再就職活動を促す。3は、派遣労働者と派遣先の労働者の同一賃金を原則として保障するものであるが、抜け道があり、労働組合が合意すれば、これ以下の賃金設定が可能になる。

ハルツⅡ法において重要なのは、私株株式会社 (Ich-AG) 制とミニ・ジョブ (Mini-Jobs) 制の導入である。私株株式会社制は、失業者が自営業を起業する場合、最高3年間補助金を受けられ、起業という形態で失業状態を解消させるものである。ミニ・ジョブ制は育児・介護等の個人世帯に提供されるサービス業務に対して、助成金の給付や社会保険料と税金の減額といった支援を行うものであるが、これによって従来蔓延してい

た闇労働が公的に追認された。

以上の2法の成立後まもなく同年3月に「アジェンダ2010」が公表され、シュレーダー政権の改革に対する基本姿勢が示された。内容は多岐にわたっているが、労働市場分野では、解雇制限法の緩和、失業給付の給付期間の短縮、失業扶助と社会扶助との統合が重要であり、社会保障分野では、年金支給年齢の引き上げ等が提案されている。これらは、この後以下の法律となって結実されていく。

早速同年12月に、労働市場改革法（Arbeitsmarktreformgesetzes）、ハルツⅢ法、ハルツⅣ法が制定され、「アジェンダ2010」で示された理念が政策として実現される。労働市場改革法は、解雇制限法の適用が除外される事業者規模の実質的拡大、解雇のさいに要求される要件の限定化によって、解雇を実質上やりやすくさせ、企業側に新規採用意欲を促そうと意図するものである。さらに、失業給付の受給期間が大幅に短縮され、従来の最高32か月から、55歳未満は最長12か月、55歳以上は最長18か月に引き下げられ、失業者の再就職活動による失業率の低下を図った。

ハルツⅢ法は、ハルツⅣ法の実施のための組織改革をメインとする。すなわち、従来の総括的運営主体であった連邦雇用庁が連邦エージェンシー（Bundesagentur）に、傘下の雇用局が雇用エージェンシー（Agentur für Arbeit）に編成替えされて、機能が大幅に変更された。雇用局は、ハルツⅠ法によってジョブ・センターに改編されていたが、この経過的措置を、機能を明確にして制度的に確定したのが雇用エージェンシーである。雇用エージェンシーは、民間機関に職業相談と職業紹介業務を委託できるようになり、職業紹介の成功報酬を民間機関が得られるため、職業紹介の一層の迅速化が図られた。また、傘下の人材サービスエージェンシー（Personal Service Agentur）が、失業者を派遣労働者として派遣する役割を担い、非正規雇用拡大への道を開いた。一方の連邦エージェ

ンシーは、個々の雇用エージェンシーの監視と諮問を担う中央統括部局として位置づけられた。

ハルツⅣ法は、従来のドイツの社会保障制度の根幹を改革しようと意図するもので、ハルツⅣ法のなかで最も注目されている。従来、ドイツでは、受給資格を満たす失業者に支払われる「失業給付（Arbeitslosengeld）」の他、「失業給付」の受給資格を満たさない失業者に支給される「失業扶助（Arbeitslosenhilfe）」、失業の有無を問わず、生活が困窮している場合に支給される「社会扶助（Sozialhilfe）」の3層構造で国民の生活水準を保障してきた。このうち、失業扶助と社会扶助は、永続的に最低生活保障を提供するため、勤労意欲を失わせて失業率高止まりの一因となっているという批判がなされてきた。この立場に立って、従来の失業扶助と社会扶助を廃止して新たな「失業給付Ⅱ（ArbeitslosengeldⅡ）」と「社会手当（Sozialgeld）」を創設したのがハルツⅣ法である。

労働者は、失業した場合従来と同じように「失業給付Ⅰ」が失業保険の保険料から支払われる。支給額は在職時の賃金と同額であるが、支給期間は保険加入期間と年齢によって異なり、従来の最大32か月から最大18か月に変更された。この支給期間内に再就職できなかった場合、従来は元の賃金の半額分が「失業扶助」として無期限に租税から支払われていた。これがハルツⅣ法では「失業給付Ⅱ」と改称され、同じく租税から支払われるが、再就職義務が強化された。というのも、雇用エージェンシーが、民間機関を介して、「失業給付Ⅱ」を受給する失業者に積極的に就業斡旋を行うが、失業者が斡旋された就業を拒否した場合、支給される「失業給付Ⅱ」が減額されるからである。この不安により、低賃金労働への就業が促され、また、仲介する民間機関の大半が派遣元会社であることから、非正規雇用形態の選択を余儀なくされるのが多い。さらに、従来「社会扶助」を受給していた者のうち、稼働能力のある者が「社会扶助」に替わって「失業給付Ⅱ」を受給することになり、同様

の就業義務が課されることになった。「失業給付Ⅱ」を受給するさいには、例外部分を除いて原則的にすべての資産を処分しなければならず、資産調査がなされる。この調査を避けようとして就業努力が促され、これも再就職義務を強化することになる。さらに、若年層（15歳以上、25歳未満）の就業義務は厳しく、どんな低賃金労働でも就業することが促され、いったん就業すれば賃金の上積みとして最長24か月間の補助金が支給される。一方、従来「社会扶助」を受給していた者のその他、稼働能力のない者、稼働能力はあるが15歳未満の子供は、新たに創設された「社会手当」を受給することになった。

就業義務の強化は、ハルツⅠ～Ⅲ法や労働市場改革法でも意図されており、ハルツⅣ法による「失業給付Ⅱ」の創設は、その強化の仕上げであった。ハルツⅣ法は、失業者ないし稼働能力のある貧困者への給付と就業義務を連関させることによって失業者を減らすことが眼目であり、受給者の就業義務が必ずしも明確でなかった従来の社会保障制度への挑戦でもあった。この意味で、保住敏彦氏の次の総括は正当である。「ハルツ改革による積極的労働政策は、福祉政策によって生活し、就業していない長期失業者と就業能力をまだ持っている貧困者を、再び就業させることによって、失業率を引き下げ、国の社会福祉的経費負担を削減することを意図していた。」（保住敏彦 [2017]、313 ページ）

(3) 「ハルツ改革」への評価

① 就業者の増加、失業率の低下

S.Lehndorff は、「2000年代中葉から登録失業者が減少し、2009年の若干の増加によって中断されたが、この傾向は『大不況』（ユーロ危機…引用者）の後も緩やかなペースで持続した。」（S.Lehndorff [2016] ,p.179）と述べ、他の論者と同じように、「ハルツ改革」によって就業者が増加し、失業率が低下するといったプラス効果が生じたことは認める。就業者の増加が失業者の増加を上回り、2000年には65.6%だっ

た就業率が2013年には73.5%に上昇し、「『労働市場改革』によって短期失業者が大規模に就業することになったのが、この数値の大半の原因であった」(ibid.)と、「ハルツ改革」による失業率低下効果自体は否定しない。

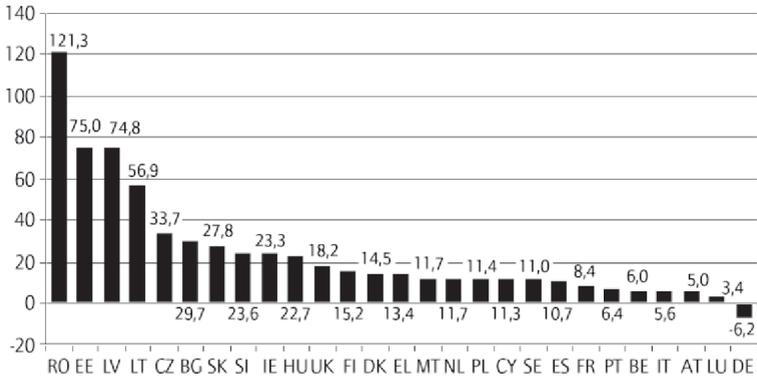
②低賃金労働の増加

しかし、S.Lehndorffが注目するのは、「ハルツ改革」のマイナス効果、すなわち低賃金労働の増加である。この原因の第一は、ハルツIV法によって創設された「失業給付II」の受給のさいに課される資産調査である。「これは、短期失業者に対して、低賃金労働に就くことでハルツIV法の資産調査を逃れようとする強い刺激を与えた」(S.Lehndorff [2016], p176)。第二は、任期付き雇用への従来の多くの規制の撤廃である。とくに、ハルツI法において、派遣労働者と派遣先の労働者との同一賃金原則が、労働組合の合意があれば遵守義務を免れるようになったことが大きい。これは、労働組合による平等支給基準額以下への「ダンピング合意」の道を開き、企業側の派遣労働者雇用の誘因となった。この結果、任期付き派遣労働者は、2003年の30万人から2011年には90万人へ急増した。賃金額の「ダンピング合意」が潮流となったため、「任期付き労働者は、2006年において正規労働者の平均で約半額の時給しか得られず、これがますます正規労働者の基準賃金額への下押し圧力として認識されるようになった」(ibid.)。第三に、その他種々の非正規労働形態への促進措置である。その一つがハルツIV法で規定された若年失業者が就業した場合の補助金支給である。補助金を受給できるため、就業形態を問わず就業することが促され、非正規労働形態が増加する。さらに、ハルツII法で公認された非正規労働のミニ・ジョブは、助成金を得られるうえ、社会保険料と税金を減額されるので、低賃金労働を増加させることになる。実際、「ミニ・ジョブ労働者の84%は低賃金だった」(ibid., p.177)。第四は、「アジェンダ2010」で提言された年金制度改革による年金支給年

齢の引き上げである。これによって、高齢者は退職後に低賃金労働への就業を選択することが多くなる。これらが作用した結果「ハルツ改革」は低賃金労働と不安定労働を増やすことになった、として、Bäcker et al. の次の結論を肯定的に引用して締めくくる。「『ハルツ改革』の導入以来、最悪の条件であっても就業しようとする圧力が増大した。その条件とは、低賃金、一時的雇用、任期付き雇用、パートタイム労働、ミニジョブである」(Bäcker et al. [2011], p.48)。

実際の賃金動向を見ても、「ドイツは、2001-09年の期間平均において、一人当たり実質賃金が低下したEU内の唯一の国であった」(S. Lehndorff, ibid., p.170) として、次の第1図を示す。

第1図 EU諸国の一人当たり実質賃金の推移(2001-09年)
Figure 1 Changes in real wages per employee,* EU, 2001-2009



* Nominal compensation deflated by the national HCPI (harmonised index of consumer prices).

Source: Schulten and Müller (2015).

これによれば、アイルランド、ギリシャ、オランダは10%以上上昇し、大国のフランスでさえ、8.4%上昇しているのに対し、ドイツでは6.2%も低下している。「ハルツ改革」による低賃金労働の増加という問題は、すでに日本でも指摘されている。野川忍氏は、「ハルツ改革」の詳細を研究した報告書（労働政策研究・研修機構 [2006]）の総括において、「ハルツ改革」の新たに生じた課題の第一として低賃金労働を挙げる。氏は言う。課題の第一として、「低賃金労働市場の拡大による社会保険負担労働者の減少と僅少資格者の職業能力向上機会の喪失をあげることができよう。……就労それ自体を最優先するあまり十分な賃金の保障がなされないという現状がもたらしたこのような傾向は、実はフルタイムの質の高い就労機会を確保することと失業者数の高止まりとがタイアップしていたかつての労働市場の問題の、いわば逆の問題を提起するものであり、低賃金市場の今後の動向如何によってはハルツ改革全体の問題として意識されることとなろう」（同書、93ページ）。

また、「ハルツ改革は、失業率の低下を可能にしたが、正規雇用より非正規雇用を増加させる傾向があり、社会的格差を拡大する可能性がある」（保住敏彦 [2017]、321ページ）として、社会的格差の拡大という視点から批判する論者も少なくない。しかし、保住氏も、「こういう問題を孕みながらも、失業率の低下によって、完全雇用状態へ前進し、失業による労働の喪失を克服したことは、経済的前進と評価せざるを得ない」（同論文、321-322ページ）と、失業率の低下自体は高く評価する。

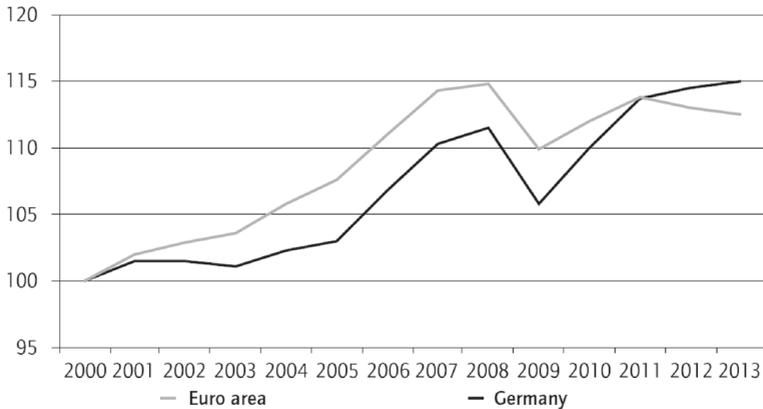
(4) 低賃金労働と GDP 成長率

しかし、S.Lehndorff は、失業率の低下に内在する上述の問題が GDP 成長にどのような影響を及ぼしたのか、という問題を提起する。まず指摘されるのは、就業率の上昇・就業人口の増加と GDP 成長率との乖離である。第2図から、2000年以降ユーロ危機までは「ドイツの平均成長率はEUの標準より、はるかに下回っていた」（S.Lehndorff

[2016], p.179) ことを重視する。具体的には、2000 年代初頭は長期停滞期間にあり、その後ユーロ危機までユーロ圏平均よりずっと遅いペースで上昇し、2009 年に大きく低下するが、大部分のユーロ圏諸国よりずっと力強く回復し、2011 年以降も続いた。こうしたユーロ危機からの力強い回復と、2009 年以降の GDP の平均以上の成長が「労働の奇跡」と称されることが多いように、ユーロ危機後の GDP 成長率の突出と「ハルツ改革」による失業率の低下・就業率の上昇と関連付けられることが少なくない。だが、実は「ハルツ改革」後（法律の施行は 2005 年から）も含め、ユーロ危機までドイツの GDP 成長率は EU 平均以下であったと S.Lehndorff は第 2 図にもとづいて主張する。

第 2 図 ユーロ圏とドイツの実質 GDP の推移 (2000-13 年)

Figure 7 Level of real GDP, euro area and Germany (2000=100)



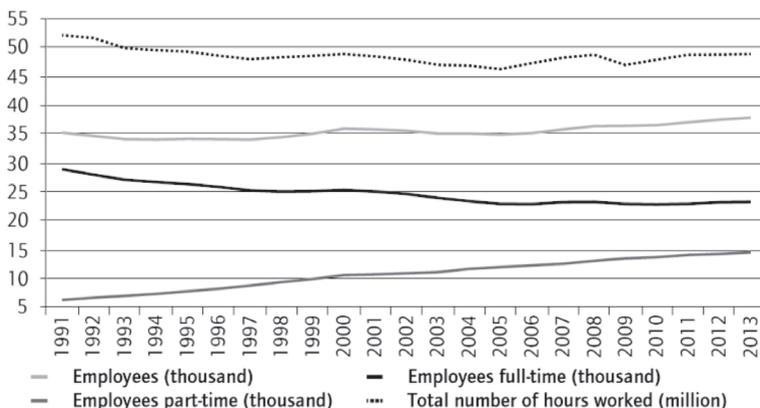
Source: Eurostat database (own portrayal).

S.Lehndorffによれば、この原因は労働市場における構造変化である。代表的な指標が女性の就業の増加であり、「就業人口、就業率の両面で、雇用のほぼ継続的な増加の最も確かな源泉は、女性の労働市場への参入

の増加である」(ibid.,p.180)。女性の参入の増加はパートタイム労働の増加と密接に関連している。ここから、「就業人口と総労働時間との（少なくとも最近までの）乖離」(ibid.)という事実に着目する。第3図にもとづいて1990年代初頭から2000年代中葉まで総労働時間が減少し、それ以降は変動を続けている事実を示し、その意義を以下のように総括する。「すなわち、大まかに言えば、2005年までは減少する労働時間をますます多くの人シェアをし、それ以降は停滞している労働時間を増大していく就業人口によってシェアしている。その原因は、2006年までのフルタイム労働者の継続的な減少であり、それ以降も続いている大部分が女性のパートタイム労働者の増加である」(ibid.)。

第3図 ドイツの雇用形態別雇用者数と総労働時間（1991-2013年）

Figure 8 Employment and total hours worked, 1991–2013



Source: IAB (author's figure).

この就業人口と総労働時間の乖離は、「2000年代前半の労働市場改革の種々の不安定雇用形態の雇用と一体となって進行している」(ibid.,p.181)として、「アジェンダ2010」の労働市場改革に主原因を求

めている。これらの就業人口の増加・就業率の上昇と GDP 成長率との乖離、就業人口の増加と総労働時間との乖離という二つの事実から、「労働市場改革は、GDP 成長率に対しても、雇用の増大の強度 (the employment intensity of growth) に対しても明確な影響を及ぼさなかった」(ibid.,p.182) として、「ハルツ改革」は GDP の成長には寄与しなかったという結論を導く。従来は、本稿Ⅱで見たように、「ハルツ改革」による失業率の低下を GDP 成長率の上昇と関連付け、「ハルツ改革」を「一人勝ち」の主要原因とする主張が多かったが、S.Lehndorff は総労働時間の減少・停滞という事実を根拠にして、両者の因果関係を否定しており、「ハルツ改革」が「一人勝ち」に有効でなかったという意味で「無効説」と位置付けられる。

(5) 賃金低下と経常黒字の増大

「ハルツ改革」によって低賃金労働が増大したことを指摘する論者のなかでも、この賃金低下が輸出価格を低下させ、ドイツの経常黒字をもたらした、この因果関係で「ハルツ改革」が経常黒字増大の主要原因になったと主張されることが多い(武田哲夫 [2016])。しかし、S. Lehndorff はこの経路での因果関係を否定する。

まず S.Lehndorff が指摘するのは、賃金低下が輸出価格低下に連動しなかったという事実である。「ドイツの輸出財の約 1/3 を占める金属産業と自動車製造業では、需要の価格弾力性が相対的に低く、平均して 2003-08 年の期間に輸出価格が上昇した一方、2007 年までは名目単位労働コストが低下し」(ibid.,p.185)、他方、ユーロ圏内の競争国も輸出価格を引き上げたため、ドイツの企業の利潤が増大した。しかし、この利潤が投資に十分向けられなかったので「投資と成長に対して、賃金と労働コストの低下は効力がなかった」(ibid.,pp.185-186)。つまり、賃金低下が輸出価格低下に連動せず、逆に輸出価格が上昇したが、他の国の輸出価格も上昇したため、企業の利潤が増大することになった。

しかし、賃金低下は他の経路で経常収支に影響していく。契機となるのは国内市場の停滞である。賃金低下は、一方で、輸出ブームで増加した利得が労働者の所得増大に結びつかなくするという理由で国内市場を低迷させ、他方で、購買力を低下させるという理由で、輸入を停滞させる。この輸入の停滞は、ドイツの貿易相手国にとっては、輸出主導による成長刺激を不可能にさせる。輸出は一定程度ブームとなって持続しているが、賃金低下によって輸入が減少したため、経常黒字が増大した、つまり、問題は「ドイツの過小輸入 (Germany imports too little)」にあり、輸出が増大したというよりも、輸入が異様に減少したから経常黒字が増大した。通説の、賃金低下→輸出価格低下→輸出増大→経常黒字増大という因果関係ではなく、賃金低下→国内市場停滞→輸入減少→経常黒字増大という因果関係、つまり輸入減少を核とした因果関係で経常黒字が増大したことになる。ドイツの輸入減少は貿易相手国のドイツ向け輸出の減少を意味するため、ドイツの経常黒字の増大は、貿易相手国が同一の路線を採らないかぎり可能であったものである。

このシナリオによるドイツの経常黒字の増大の問題は、EU内経常収支不均衡の拡大だけにとどまらない。ドイツで輸出によって増大した利潤がほとんど国内投資に向けられず、対外資産の増大に用いられた。しかも、外国への直接投資ではなく、外国への貸付を増大させたため、そこで巨大なブームを引き起こし、「ドイツの利潤がグローバルな金融市場のバブルを加熱させ、ヨーロッパの赤字国の民間債務と公的債務増大による力強い成長をファイナンスした」(ibid.,p.187)。こうして、経常黒字増大とともに進行した過小国内投資というドイツのシナリオは、ヨーロッパの他の国でバブルを加熱させ、「ドイツ経済がグローバル金融危機とユーロ圏危機の重要な原因となった」(ibid.,p.188)。しかし、バブル崩壊がドイツの投資家と銀行に巨額の損失を蒙らせることになり、ドイツ経済はこれまでのシナリオからの路線転換を迫られる

ことになった。

したがって、「ハルツ改革」によってもたらされた賃金の低下は、GDP成長率と国内市場を停滞させ、この国内市場の停滞が輸入の減少を通じて、経常黒字を増大させた。ユーロ危機の速やかな克服・GDP成長率の回復が経常黒字の増大と連動されて理解されることが多いが、経常黒字の増大は、GDP成長率の上昇ではなく停滞の下で生じた。これらのGDP成長率の停滞と経常黒字の増大の両者をもたらした原因は、「ハルツ改革」を起因とするによる賃金低下であった。「ハルツ改革」は、たしかに失業率を低下させ、就業率を上昇させたが、これらはGDP成長率の上昇には連動せず、国内市場を停滞させ、購買力の低下によって経常黒字が増大した。つまり、経常黒字の増大は、GDP成長率の上昇ではなくその停滞の産物であった。そればかりでない。国内市場の停滞による国内への過小投資は、ヨーロッパの他の国への投資を加速させ、そこでのバブルを加熱させ、「ユーロ危機」の遠因ともなった。したがって、S.Lehndorffによれば、「ハルツ改革」はGDP成長率を上昇させなかったというプラス効果の限界があったばかりでなく、「ユーロ危機」の遠因となったという意味で、ヨーロッパ規模でマイナス効果を波及させたことになる。

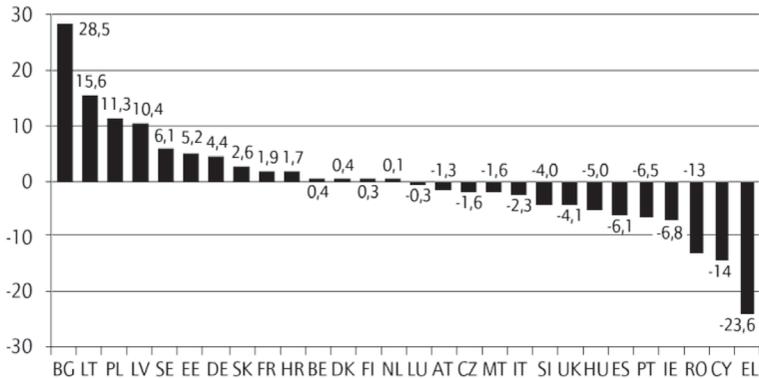
(6) 「一人勝ち」の真因

ドイツの「一人勝ち」が注目されるようになったのは、「ユーロ危機」以降危機からいち早く回復し、GDP成長率を高めたからであった。その原因を求めて遡って着目されたのが、2005年から施行された構造改革、とりわけ労働市場改革の「ハルツ改革」であった。実際、本稿Ⅱ(1)で見たように、「ユーロ危機」以降から、「ハルツ改革」を核とする「構造改革」がドイツの「一人勝ち」の主因だとする「構造改革」有効説が有力になり、政策面でもドイツを範とする「構造改革」を採用する国がEU内で増加した。

したがって、「構造改革」は GDP 成長率にプラス効果をもたらさなかったとする S.Lehndorff は、「ユーロ危機」後の GDP 成長率上昇の真因として、「構造改革」に代わる要因を提起する必要がある。この課題に比べて、第一要因として挙げられるのが賃金上昇である。「2010 年以降、バルト海沿岸諸国を除きドイツがユーロ圏内で最も高く賃金が上昇した」(ibid.,p.190) ことを第 4 図から示し、「ユーロ危機」以降賃金動向が上昇へと大きく転換したことが強調される。

第 4 図 ドイツの一人当たり実質賃金の推移 (2010-13 年)

Figure 12 Changes in real wages per employee,* EU, 2010–2013 (%)



* Nominal compensation deflated by the national HCPI (harmonised index of consumer prices).

Figures for 2014: Forecast of the European Commission (Spring 2014).

Source: Schulten and Müller (2015).

この賃金動向の転換には労働組合の力が大きく貢献し、労働組合の力の増大に伴い、従来企業側の都合で進められてきた雇用の流動化 (external flexibility) が、現場レベルでの雇用主と労働組合の合意にもとづく流動化 (internal flexibility) へ変化していった。さらに、法定最低賃金の導入や賃金の共同方式の拡充といった新しい労働市場規制が定められ、これらは、少なくとも賃金低下に歯止めをかけ、将来の賃金上

昇を促す環境を整えることになる。

賃金の上昇への転化は労働者個人の所得上昇にとどまらず、成長構造にも影響を及ぼした、として、S.Lehndorff は第 1 表にもとづいて、「ユーロ危機」前後の成長構造の変化を対比する。すなわち、「ユーロ危機」前の 2001-08 年では、平均して年 1.2% の低い成長率であったが、その 3/4 は輸出の増大によってもたらされ、一方、GDP の成長に対する国内需要の寄与は 0.3% にすぎず、いわば輸出主導型低成長であった。それに対して、「ユーロ危機」後の 2010-14 年の 5 年間のうち 4 年は、貿易黒字よりも国内需要のほうが成長に寄与する内需主導型成長に転換した。「この結果、21 世紀以降はじめて、継続的な雇用増大（……）の主要原動力が（まだ緩やかであるが）賃金上昇にもとづく国内需要になった」（ibid.,p.191）。

第 1 表 ドイツの実質 GDP 成長率と要因別寄与度（2009-14 年）

(%)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
実質 GDP 成長率	-4.7	3.7	3.3	0.7	0.1	1.6
輸出	-2.9	1.5	0.7	0.9	-0.5	0.4
国内需要	-1.8	2.3	2.6	-0.3	0.6	1.2
民間家計	-0.1	0.4	1.3	0.4	0.5	0.7
政府	0.5	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2
資本投資	-1.9	1.0	1.2	-0.4	-0.1	0.7

(出所) IMF, various reports.

「ユーロ危機」後の GDP 成長率上昇の真因の第二の要因として挙げられるのは、拡張的な財政政策への転換である。「ユーロ危機」前は、税制改革による税収減のため、歳出削減を余儀なくされ、それが成長を阻害していた。しかし、2008 年に一時的に財政政策が転換され、とくに 2009 年には成長に対してかなりの刺激が加えられ、「拡張的な経済刺激

プログラムが実行された」(ibid.,p.188)。危機に見舞われていた製造業の大規模な雇用減少を阻止したのが、その最大の効果である。

IV. 意義と検証・課題

(1) 意義

2005年から施行された「ハルツ改革」は、労働市場改革を核とする「構造改革」政策であったが、それが「ユーロ危機」からのドイツの突出した回復、いわゆるドイツの「一人勝ち」状況の形成に有効であったか否かに関しては、本稿で検討したように大きく見解が分かれている。しかし、その無効性を主張する S.Lehndorff も、「構造改革」によって就業者数が増加し、失業率が低下した事実を否定しない。問題とされるのは、この事実が GDP 成長率の上昇に連動したか否かである。S.Lehndorff は、この連動性を否定し、「ユーロ危機」以降のドイツの成長の急激な回復要因として、「構造改革」とは別の要因—賃金上昇、拡張的財政政策への転換—を挙げる。さらに、「構造改革」を契機としてドイツの経常黒字が増大した事実についても、有効説、無効説とも認識を共有している。異なるのは、「構造改革」から経常黒字増大に至る因果関係である。通説である有効説が、「構造改革」→賃金低下→輸出競争力上昇→輸出増大→経常黒字増大といった主として輸出面から経常黒字増大を説明するのに対し、無効説の S.Lehndorff は、「構造改革」→賃金低下→国内市場停滞→輸入停滞→経常黒字増大といった主として輸入面から経常黒字増大を説明し、対照的である。

このように、「構造改革」無効説の S.Lehndorff は、「構造改革」と GDP 成長率との関係、「構造改革」と経常黒字との因果関係に関して通説とは異なる異論を唱えた。たしかに、従来は、「ハルツ改革」以降の就業者数の増加・失業率の低下と、経常黒字増大・「ユーロ危機」からの急速な回復とが並列して考えられることが多く、前者と後者が一括し

てドイツの「一人勝ち」の指標とまとめられることが少なくなかった。前者と後者との関係に関しては今後詳細な実証研究によって検証されねばならないが、S.Lehndorff の「構造改革」無効説は、「ハルツ改革」と称されるドイツの「構造改革」と GDP 成長率との関係、また、経常黒字増大との関係に関して、少なくとも一層詳細な研究を促したという意味で意義が大きい。

(2) 検証と課題

しかし、このように「ハルツ改革」と GDP 成長率、経常黒字増大の関係に関して見解が対立しているにもかかわらず、論争として議論が深められておらず、主張が並立されているのが現状である。ここでは、若干の事実検証にもとづいて今後の課題を整理しておきたい。

① 「ユーロ危機」前のドイツの GDP 成長率

本稿Ⅲ(4)で見たように、S.Lehndorff は「労働市場改革は GDP 成長率に対して明確な影響を及ぼさなかった」として、Eurostat の database から作成した第 2 図を根拠としていた。

たしかに、これによれば、2000 年以降 2011 年までドイツの GDP 成長率はユーロ圏平均のそれを下回っており、この意味で「ハルツ改革」の GDP 成長効果は現れていない。しかし、「ユーロ危機」前は、アイルランド、スペイン等の高成長がユーロ圏平均成長率を押し上げている事実を考慮すれば、他の個別の国と比較してもドイツの成長率が低かったのかの検証が必要である。また、「ハルツ改革」の影響を見るのであれば、この諸法が施行された 2005 年以降をとくに注視しなければならない。この視点に立って IMF の World Economic Outlook から 2000 年以降のユーロ圏主要国の実質 GDP 成長率の推移をまとめたのが第 2 表である。

この第 2 表によれば、「ハルツ改革」の施行初年の 2005 年には、ドイツの実質 GDP 成長率は 0.8% にすぎず、ユーロ圏平均の 1.7% を大きく下回っており、「ハルツ改革」の GDP 押し上げ効果はまだ現れていない。

第2表 ユーロ圏主要国の実質 GDP 成長率 (2000-2019 年)

(%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
ユーロ圏	3.8	1.9	0.9	0.8	2.2	1.7	3.2	3.0	0.4	-4.4
ドイツ	3.2	1.2	-	-0.2	0.7	0.8	3.9	3.4	0.8	-5.1
フランス	3.9	1.9	1.0	1.1	2.5	1.8	2.5	2.3	-0.1	-3.1
イタリア	3.7	1.8	0.5	-	1.7	0.9	2.2	1.7	-1.2	-5.5
スペイン	5.1	3.6	2.7	3.1	3.3	3.6	4.1	3.5	0.9	-3.7
Ireland	9.2	5.8	6.4	4.5	4.4	5.9	5.4	5.4	-2.1	-5.5
ギリシャ	4.5	4.5	3.9	5.0	4.4	2.3	5.5	3.0	-0.2	-3.3

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
ユーロ圏	2.0	1.4	-0.9	-0.2	1.4	2.0	1.9	2.6	1.8	1.3
ドイツ	4.0	3.1	0.4	0.4	2.2	1.5	2.2	2.6	1.3	0.6
フランス	1.7	1.4	0.3	0.6	1.0	1.1	1.1	2.3	1.8	1.5
イタリア	1.8	3.1	-3.0	-1.8	0.0	0.8	1.3	1.7	0.8	0.3
スペイン	-0.3	1.7	-3.0	-1.4	1.4	3.8	3.0	2.9	2.4	2.0
Ireland	-0.8	0.4	0.0	1.6	8.5	25.4	1.7	9.4	9.3	5.9
ギリシャ	-3.5	-6.9	-7.3	-3.2	0.7	-0.4	-0.2	1.5	1.9	1.9

(出所) IMF, *World Economic Outlook*, various issues.

しかし、翌年の2006年から「ユーロ危機」直前の2008年まではユーロ圏平均を僅かながら上回るようになってきている。ただし、ここから直ちにGDP押し上げ効果が現れたと速断できない。第一に、2008年にはユーロ圏平均を上回っているものの、前年の3.4%から0.8%に大きく低下しており、リーマン・ショックの影響を考慮しなければならないものの、GDP押し上げ効果が失効し始めているからである。第二に、残りの2006-07年に「ハルツ効果」のGDP押し上げ効果を主張するとすれば、「ハルツ改革」から具体的にどのような経路を辿ってGDP成長を押し上げるようになったかを検討する課題が残されており、この検討如何によっては「ハルツ改革」以外の要因がGDP成長率押し上げの主因となったとも考えられるからである。

② 「ユーロ危機」後の GDP 成長率の回復

「ハルトツ改革」は「ユーロ危機」からのドイツの急速な回復の原動力でなく、むしろそのダメージを抑える政策こそが回復の主因であったと主張する S.Lehndorff は、その主因として賃金上昇と拡張的財政政策への転換を挙げる。しかし、この主張には少なくとも以下の実証的課題が残されている。

第一は、成長要因である。S.Lehndorff が根拠とするのは、賃金上昇の統計と本稿第 1 表で引用した GDP 成長の要因別寄与率の統計である。第 1 表によれば、2010,11 年に各 3.7%,3.3% と GDP 成長率が急速に回復し、国内需要の寄与率がそれぞれ 2.3%,2.6%、政府投資の寄与率がそれぞれ 1.0%,1.2% と高い。しかし、第 1 表、第 2 のいずれからでも 2012-13 年には成長率は 1% 以下に低下したことが確認できる。この事実は、賃金上昇と拡張的財政政策による GDP 成長率押し上げ効果が脆弱なものであったのか、あるいは、それらの事実自体が一時的現象であったのか、を検証する課題を提起するものである。

第二は、関連するが、期間の問題がある。第 2 表によれば、翌 2014 年にはドイツの GDP 成長率は 2.2% に回復し、ユーロ圏平均の 1.4% を上回るが、2015-17 年にはユーロ圏平均近辺になり、2018-19 年にはユーロ圏平均を下回ることになった。この意味で、GDP 成長率に関しては、ドイツの「一人勝ち」状況はせいぜい 2010-14 年の現象であった。この事実は、「構造改革」政策も、S.Lehndorff が主張する「構造改革」への対抗政策のいずれも、2015 年以降は成長促進効果が十分機能しなくなったことを意味する。この原因を要因別に詳細に検討する課題が、「構造改革」有効説、無効説に共通に残されている。

第三は、他国への適用可能性である。S.Lehndorff の主張する賃金上昇政策と拡張的財政政策への転換が、ドイツ以外の他国の成長政策として有効かどうかの問題である。現在、ドイツ周辺の多くの国はドイツへ

の輸出が主要な成長要因となっているが、それを賃金上昇にもとづく内需主導型成長構造に転換することが可能かどうか、これは、実行可能性ばかりでなく経済政策理念に関わる問題でもある。

③ 経常黒字の増大

本稿Ⅲ(5)で見たように、S.Lehndorffは「ハルツ改革」以降ドイツの経常黒字が増大したという点では通説と認識を共有しながらも、通説とは異なった因果関係を示していた。すなわち、通常、賃金低下→輸出価格低下→輸出増大→経常黒字増大という輸出増大に重点を置いた因果関係で説明されるのに対し、賃金低下→国内購買力低下→輸入減少→経常黒字増大という輸入減少に重点を置いた因果関係で経常黒字増大を説明する。この当否を判断するために、2000年以降のドイツの貿易収支を示す第3表から、まず「ハルツ改革」施行の2005年からユーロ危機直前の2008年までの輸出入動向を確認してみよう。これによれば、同期間に輸出が2,088億9,600万ユーロ、28.2%増加したのに対し、輸入は1,812億9,900万ユーロ、31.1%増加している。輸入は減少・停滞どころか率では輸出以上に増加を示し、ただ増加額が輸出のほうが大きく経常黒字が増加した。したがって、輸入の減少・停滞を経常黒字増大の主因とするS.Lehndorffの説の妥当性は証明できない。

輸入が停滞するのは、むしろ「ユーロ危機」直後の2010-14年である。この期間の輸入の増加は1,330億8,800万ユーロ、17.6%に対し、輸出は1,918億8,800万ユーロ、21.0%と、増加額のみならず、増加率も輸入が輸出を下回るようになり、経常黒字が一層増加することになった。S.Lehndorffによれば、「ユーロ危機」後のこの期間は賃金が増加し、購買力が向上したはずである。にもかかわらず、なぜ輸入の伸びが逆に鈍化したのかが解明すべき課題として残る。

しかし、S.Lehndorff説のこれらの問題点は、必ずしも通説の妥当性を意味しない。通説では「ハルツ改革」による賃金低下を輸出競争力の

第 3 表 ドイツの輸出入動向 (2000-2019 年)

(単位：100 万ユーロ)

	輸出	輸入	貿易収支
2000	562,199	498,138	64,061
2001	599,221	497,948	101,273
2002	611,848	469,745	142,103
2003	619,677	489,656	130,021
2004	686,081	532,915	153,166
2005	739,839	583,276	156,563
2006	841,482	680,517	160,965
2007	926,759	725,031	201,728
2008	948,735	764,575	184,160
2009	769,982	629,356	140,626
2010	915,035	754,206	160,829
2011	1,027,494	864,524	162,970
2012	1,069,020	869,489	199,531
2013	1,071,458	867,656	203,802
2014	1,106,923	887,294	219,629
2015	1,166,594	918,200	248,394
2016	1,179,166	926,757	252,409
2017	1,256,492	1,003,661	252,831
2018	1,292,948	1,006,767	226,181
2019	1,307,803	1,086,500	221,303

(出所) Deutsche Bundesbank, *Zahlungsbilanzstatistik*, various issues.

上昇の主因と位置づけ、「ハルツ改革」と経常黒字増大を関連付けていた。とすれば、「ユーロ危機」後の賃金上昇下の輸出増大は、「ハルツ改革」以外の要因によるものか、それは何か、という問題を提起している。あるいは、「ユーロ危機」後の賃金上昇というのが S. Lehnendorff の誤った

認識で、賃金は実は停滞・低下が続いており、この意味で「ハルツ改革」が経常黒字にまだ連動しているという主張も可能である。この立場に立つならば、「ユーロ危機」後の賃金の停滞・低下を実証的に示す課題が残されている。

V. 結論

「ユーロ危機」からの GDP 成長率の急速な回復と、ユーロ圏内諸国の大半が経常赤字を増加させる一方での経常黒字の増加を契機として、ドイツの「一人勝ち」状況が注目されるようになった。そのさい、2005 年から施行された労働市場改革、いわゆる「ハルツ改革」以降の失業率低下と就業者数の増加が着目され、「ハルツ改革」を核とする「構造改革」が「一人勝ち」の主因とみなすことが通説とみられるようになった。

しかし、S.Lehndorff は、「一人勝ち」の諸事実に関しては通説と認識をほぼ共有しながら、「ハルツ改革」による GDP 成長率の押し上げ効果を否定し、経常黒字の増加についても通説とは異なる因果関係を示した。

本稿Ⅳ(2)で試みた簡単な検証によれば、たしかに S.Lehndorff 説は実証的に不十分性が少なくない。しかし、これは必ずしも通説の妥当性を意味するものでなく、逆に、S.Lehndorff はドイツの「一人勝ち」の原因等に関して多くの未解明の課題が残されていることを結果的に明らかにした。少なくとも、この点において S.Lehndorff 説の意義は大きい。これら未解明の課題は、ドイツのみならず EU、ひいては世界の経済政策に関わる問題であり、われわれにも解明すべき重要な課題として残されている。

【参考文献】

- Bäcker G., Bosch G., and Weinkopf C. (2011) Vorschläge zur künftigen Arbeitsmarktpolitik: Integrative-investiv-innovativ. Gutachten für das Thüringer Ministerium für Wirtschaft, Arbeit und Technologie, Duisburg, Institut Arbeit und Qualifikation.
- Bosch G. (2014) “The German welfare state: from an inclusive to an exclusive Bismarckian model” ,in Vaughan-Whitehead, D. (ed.) The European social model in times of economic crisis and austerity policies, Geneva, International Labour Office, 141-181.
- Deutsche Bundesbank (2013) “Die deutsche Zahlungsbilanz für das Jahr 2012” ,Monatsbericht March 2013, Frankfurt, 15-29.
- Herzog-Stein A., Linder F. and Zwiener R. (2013) “Is the supply side all that counts? How Germany’s one-sided economic policy has squandered opportunities and is damaging Europe” ,IMK-Report 87e, Düsseldorf, Institute für Makroökonomie und Konjunkturforschung.
- IMK (2011) “Im Bann der Austeritätspolitik” ,IMK Report 69. Düsseldorf, Institut für Makroökonomie und Konjunkturforschung.
- IMK (2013) “Inmitten der Krise des Euroraums” ,IMK Report 79, Düsseldorf, Institut für Makroökonomie und Konjunkturforschung.
- IMK/OFCE/WIFO (2013) “Crisis continues to smoulder” ,Joint analysis of the Macro Group, IMK Report 80, Düsseldorf, Institut für Makroökonomie und Konjunkturforschung.
- Joebges H., Logeay C., Stephan S. and Zwiener R. (2010) “Deutschlands Exportüberschüsse gehen zu Lasten der Beschäftigten” ,Wiso-Diskurs December 2010, Bonn, Friedrich-Ebert-Stiftung.

- Knuth M. (2014) “Labour market reforms and the ‘jobs miracle’ in Germany. ‘The impossible get done at once;the miraculous takes a little longer’” Brussels European Economic and Social Committee.
- Kümmerling A.,Postels D. and Slomka C. (2015) “Arbeitszeiten von Männern und Frauen-alles wie gehabt? Analysen zur Erwerbsbeteiligung in Ost-und Westdeutschland” , IAQ-Report 02/2015,Duisburg,Institut Arbeit und Qualifikation.
- Lehndorff S, (2015a) “Europe’ s divisive integration-an overview” ,in Lehndorff S. (ed.) Divisive integration.The triumph of failed ideas in Europe-revisited,Brussels, European Trade Union Institute,7-37.
- Lehndorff S. (2015b) “Model or liability? The new career of the ‘German model’ ,in Lehndorff S. (ed.) Divisive integration.The triumph of failed ideas in Europe-revisited,Brussels,European Trade Union Institute,149-178.
- Lehndorff S. (2016) “Internal devaluation and employment trends in Germany” ,in Martin Myant etc. (ed.) Unemployment,internal devaluation and labour market deregulation in Europe,Brussels, European Trade Union Institute,169-195.
- Lehndorff S.,Bosch G.,Haipeter T.and Latniak E. (2009) “From the ‘Sick Man’ to the ‘Overhauled Engine’ of Europe? Upheaval in the German Model” ,in Bosch G.,Lehndorff S. and Rubery J. (ed.) European employment models in flux;a comparison of institutional change in nine European countries,Basingtoke, Palgrave Macmillan,105-131.
- Lehndorff S.,Bosch G. (2020) “The German ‘reforms’ -no model for the EU” ,in Marcuzzo M.C. etc. (ed.) Economic policy,Crisis and Innovation:beyond austerity in Europe, London and New York.

Routledge,51-65.

Schulten T. and Müller T. (2015) “A new European interventionism? The impact of the new European economic governance on wages and collective bargaining”, in Lehndorff S. (ed.) *Divisive integration, The triumph of failed ideas in Europe-revisited*, Brussels, European Trade Union Institute, 331-363.

Wanger S. (2015) “Frauen und Männer am Arbeitsmarkt. Traditionelle Erwerbs- und Arbeitszeitmuster sind nach wie vor verbreitet”. IAB-Kurzbericht 4, Nürnberg. Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung.

伊藤さゆり (2014) 「一人勝ちのドイツー強さの秘密、勝者の悩みー」、NLI Research Institute REPORT January 2014.

佐々木昇 (2010) 「ドイツの雇用問題と『ハルツ改革』」、『福岡大学商学論叢』54 卷 2/3/4 号、2010 年 3 月。

武田哲夫 (2016) 「ドイツ経済の現状と課題」、『熊本学園大学経済論集』22 卷 3-4 号、2016 年 3 月。

土田陽介 (2018) 「就任から 1 年が経過したマクロン大統領の経済改革～労働市場改革を中心に一定の進捗～」、三菱 UFJ& コンサルティング経済レポート、2018 年 6 月。

保住敏彦 (2017) 「ドイツのハルツ改革の特徴と EU 諸国」、八木紀一郎他編著『欧州統合と社会経済イノベーションー地域を基礎にした政策の進化ー』日本経済評論社、2017 年 1 月。

栢田大知彦 (2019) 「ハルツ改革と労働組合」、藤澤利治・工藤章編著『ドイツ経済ーEU 経済の基軸ー』ミネルヴァ書房、2019 年 12 月。

労働政策研究・研修機構 (2006) 『ドイツにおける労働市場改革ーその評価と展望ー』労働政策研究報告書、No.69、2006 年 9 月。

